

社会福祉法人りんどう信濃会
役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人りんどう信濃会（以下「法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 業務執行理事で、職員を兼ねる者は、役員報酬は支給しない。
- (2) 別紙による常勤役員については、報酬及び退職手当を支給する。ただし、退職手当は、社会福祉施設職員等退職手当共済に加入する。
- (3) 非常勤役員については、勤務形態に応じた報酬を「別表」により支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員報酬等の額)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、「別表」により定める。

(報酬の支給方法)

第4条 役員に対する報酬の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 月額支給者 職員給与規程第9条を準用する。
- (2) 年額支給者 毎年度定時評議員会開催日
- (3) 日額支給者 該当事項発生時
- (4) 年俸支給者 年俸の額を12分割し、職員給与規程第9条を準用する。

(費用弁償)

第5条 役員の旅費（法人等が招集した会議出席を含む。）については、法人の旅費規程第5条を適用する。

(月額及び年俸報酬の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第三号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成13年4月1日から実施した規程は廃止する。

別 表

	役員名	支給単位	報酬額 (単位 円)	備 考
非 常 勤	理 事 長	月 額	50,000~100,000	勤務形態に即して理事長が決める。
	会長理事	月 額	30,000~40,000	
	理 事	年 額	30,000	
	監 事	年 額	30,000	
監査に出席した日		1日につき 10,000		
常 勤	理 事 長	年 俸	3,800,000 以内	任期付管理職員を含む職員である業務執行理事を除き、理事長が決める。
	常務理事	年 俸	3,600,000 以内	
	業務執行理事	年 俸	3,400,000 以内	